

別紙 1 (実施要領第 3 条、第 4 条関係)

採択基準	補助対象経費 (事業内容)	補助率	事業主体	計画変更要件
<p>次に掲げるすべての要件を満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実証モデルは、平坦地等中晩柑モデルとする。 2 省力化栽培技術とスマート機器の導入の両方に取組むこと。 3 モデル実証を指導できる組織体制を有し、導入効果の調査・検証をすること。 4 実証ほ場は、地域への波及効果が見込まれるほ場・園主とすること。 5 実証後、地域における推進計画を立てること。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 実証園の整備に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・省力樹形に必要な施設等の費用 ・高品質化栽培施設の導入に係る経費 ・スマート機器の導入に係る費用 (2) モデル実証に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・検討会の開催、現地調査等に係る費用 	<p>2/3 以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・農業協同組合、農協連等 ・農業者の組織する団体 ・農業生産法人 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の 30% を超える増減を伴う事業内容の変更（ただし、入札による減は除く）